

令和元年度 尼崎市立成良中学校部活動に係る活動方針

尼崎市立成良中学校の部活動は、各部の責任者(以下「顧問」)の指導の下、尼崎市立中学校部活動の方針に則り、次のとおり活動する。

1 設置部

(1)運動部・文化部

野球部、サッカー部、水泳部、女子ソフトテニス部、女子バレーボール部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、吹奏楽部、家庭科部、美術部、英語部、ネイチャー部

(2)その他(個人登録により大会に出場する競技)

※中体連主催の大会等で、教員引率の必要な場合、事前に保護者より学校長に依頼すること。
硬式テニス・相撲

2 活 動

(1)活動時間

①平日2時間程度、土・日曜日等の休業日は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。尚、大会等の参加においては、大会の要項や申し合わせに沿って活動しこの限りではない。

②長期休業中の活動についても、学期中に準じること原則とし適切に休業日を設定するものとする。また、合宿や教科練習で終日練習を計画する場合は適切に休憩時間を取り入れる等、生徒及び顧問の健康安全を十分に考慮して実施する。

(2)休養日

①各部において、週当たり2日以上休養日を設定する。

(平日及び土・日曜日等の休業日にそれぞれに1日以上設定)

②土・日曜日等の休業日に大会参加等で活動する場合は、学校長と相談し許可を得て、休養日を他の日に振り替える。

③学校閉鎖期間(8月11日～17日、12月29日～1月3日)は、原則活動休止期間とする。

(3)その他

①テスト期間中(テスト1週間前～テスト最終日の前日)は、原則活動休止期間とする。ただし、大会が間近に迫っている等、活動する必要がある場合は、事前に学校長と相談の上、許可を得て活動する。

②早朝練習については、各部の状況により実施するものとするが、生徒の体調等健康安全には十分留意して実施する。また、登校時や準備等において大声・音等で近隣に迷惑をかけないように十分に注意する。

③その他、尼崎市立中学校校長会申し合わせ事項による。

3 留意事項

(1)各部の指導は、複数の顧問で指導にあたる。(複数顧問制)

(2)活動場所の安全確認や熱中症予防等、生徒の健康安全に十分留意する。

(3)各部は、年間計画(所定用紙)、月間練習計画・報告(所定様式)を作成する。

(4)各部は、年1回以上保護者会を開催する。